

# 五城目第一中学校

## いじめ防止等のための基本方針

### 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

～「児童生徒の問題行動等生徒指導場の諸問題に関する調査」における定義～

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

～いじめ防止等のための基本方針 第2条（定義）～

#### (2) 基本的な考え方

##### ①教職員の心構え

全教職員が「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめの問題は学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識をもち、生徒との信頼関係に基づいて、全教職員が協力しながらそれぞれの役割と責任を果たしていく。

##### ②教職員の役割

全ての生徒がいじめを行わず、いじめを意識しながら傍観したり放置したりすることがないようにするため、学校教育全般を通し、いじめは許されない行為であることを全生徒に十分理解させ、万が一、人権を侵害する不当な行為等が発生した場合には毅然とした態度で臨み、いじめ防止等に主体的かつ積極的に取り組む。

## 2 いじめ防止と早期発見

### (1) 教師と生徒間の信頼関係の構築

- 1 生活記録ノート（すずむし）や家庭学習ノートの点検を通し、生徒に励ましの声かけをするとともに、日々の生徒の心の変化を把握する。
- 2 日々の授業だけでなく、給食指導、清掃指導、部活動指導等を通し、生徒と触れ合う時間を確保する。
- 3 日々の授業改善を通し、生徒に授業（教室）での存在感を味わわせる。
- 4 部活動休止日に放課後学習を実施し、学習面でのより細かな支援を行う。

### (2) 生徒同士の人間関係の構築

- 1 学校行事に学年や学級で協力して取り組む必要のある内容を盛り込み、生徒同士が協力し合うような状況を意図的につくる。
- 2 学校行事、委員会活動、部活動、縦割り清掃など、異学年で協力して取り組む場を設定し、異学年間の交流を図る。
- 3 生徒主体の活動（全校集会、学年集会等）を定期的の実施し、多くの生徒が活躍できる場と、互いに認め合う場を設定する。

### (3) 家庭（地域）との連携の推進

- 1 学校報などの各種通信やPTA等を通し、家庭に学校の情報を提供する。
- 2 職場体験学習を実施し、社会の一員としての立場や責任感を身に付けさせる。
- 3 地域の行事に参加することを奨励し、地域との絆づくりを図る。
- 4 部活動のコーチに地域の人材を活用し、学校と地域とのつながりをつくる。
- 5 放課後学習支援事業を活用し、地域と学校が協力して生徒の学ぶ機会をつくる。

### (4) 各種アンケートや個人面談による生徒の実態把握

- 1 生活アンケート（年4回）、Q-Uテスト（年2回）、自尊感情アンケート（年1回）、いじめ診断テスト（年1回）を実施し、生徒の実態を把握する。
- 2 アンケートで気になる回答をした生徒には、その都度、個人面談を実施する。
- 3 夏休み（1・2年生は保護者との二者面談、3年生は三者面談）と11月（1・2年生は生徒との二者面談、3年生は三者面談）に面談を実施する。

### (5) 教師間の情報の共有化

- 1 各種アンケート結果をネットワーク上で閲覧できるようにし、全教育活動で全教職員が活用できるようにする。
- 2 職員会議や生徒を語る会等を通して情報を共有し、全職員で共通した声かけ、支援、指導を行う。
- 3 週1回生徒指導部会を開催して情報を共有するとともに、気になる生徒に対しての指導の方向性や意思統一を図る。
- 4 各種研修を実施し、資質の向上といじめ問題に関する体制づくりを行う。
- 5 小中連携を推進し、各種指導に関する情報の共有化を図る。

### 3 いじめへの対応

生徒又は保護者  
からの訴え

#### 情報収集と事実確認

##### 正確に事実確認をする

- ①当事者双方から別々に聴き取りを行い、それぞれから聞き取った内容を照合する。
- ②周りの生徒から個々に聴き取りを行い、当事者双方から聞き取った内容と照合する。
- ③全教職員で情報を共有し、様々な角度からの情報収集を行う。

#### 他の生徒への対応

##### 聞き取りのポイント

- 誰が誰に対して行っているのか？
- いつ、どこで起こったのか？
- 状況を見ていた人はいないか？
- ケガや物の破損等、どのような内容なのか？
- いつ頃から始まったのか？
- どの位の頻度で起こっているのか？
- 考えられる原因は何か？

##### 全体の問題として対応する

- ①いじめは犯罪行為であると明確に伝える。
- ②傍観することはいじめを肯定する行為であると明確に伝える。
- ③いじめは当該生徒だけの問題ではなく、全体（学級・学年・学校）の問題であることを伝え、解決に向けての取組を全員で考え、一人一人の意識を高める。

#### いじめ対策委員会を招集

校長，教頭，養護教諭，各学年主任，  
生徒指導主事，各学年生徒指導担当，  
特別支援担当，その他関係職員

※事案によっては関係機関の職員を

#### 初期対応

本委員会のメンバーに招集

##### 正確な事実に基づき迅速に対応する

- ①全職員で正確な情報を共有し、共通理解を図る。
- ②いじめを受けた生徒や、情報提供した生徒の安全を確保する。
- ③いじめた生徒やいじめられた生徒，保護者への対応を担当する職員をそれぞれ決めるなど，組織的に対応する体制を整える。
- ④町教育委員会への報告を迅速に行い，必要に応じて専門機関や医療機関等との連携を図る。

#### 当該生徒や保護者への対応

##### 保護者と共に解決に向けて行動する

- ①双方の保護者に直接事実関係を伝え，解決に向けた取組や，二度と同じ事案が発生しないよう，今後の支援や指導の仕方を協議する。
- ②いじめられた生徒の気持ちを受け入れ，精神的な安定を図るために必要な場所と時間を確保するとともに，自信をもたせる声かけや，自尊感情を高めるための手立てを講じる。
- ③いじめた生徒に対して，いじめは絶対に許されない行為であることを理解させるとともに，背景にある心理的なストレスを取り除く方法や，今後の行動の仕方や目標と一緒に考え，適切な助言を行う。